

岡 崎 市 議 会 議 案

令 和 3 年 12 月 定 例 会

令和 3 年12月 岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
83	財産の取得について（市道阿知和工業団地線ほか 1 路線用地）	5
84	公の施設に係る指定管理者の指定について（岡崎市地域交流センター）	7
85	公の施設に係る指定管理者の指定について（岡崎市民会館、岡崎市甲山閣及び岡崎市せきれいホール）	9
86	公の施設に係る指定管理者の指定について（おかざき自然体験の森）	11
87	公の施設に係る指定管理者の指定について（おかざき農遊館及びふれあいドーム岡崎）	13
88	工事請負の契約について（岡崎駅東土地区画整理事業 都市計画道路柱町線道路築造工事）	15
89	公の施設に係る指定管理者の指定について（籠田公園及び岡崎市籠田公園地下駐車場）	17
90	公の施設に係る指定管理者の指定について（岡崎中央総合公園）	19
91	公の施設に係る指定管理者の指定について（市営住宅及び特定公共賃貸住宅）	21
92	岡崎市手数料条例の一部改正について	23
93	岡崎市職員のサービスの宣誓に関する条例及び岡崎市消防団条例の一部改正について	33
94	岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正について	35
95	岡崎市防災基本条例の一部改正について	37
96	岡崎市国民健康保険条例の一部改正について	39
97	岡崎市くらがり溪谷レクリエーション施設条例の一部改正について	41
98	岡崎市開発行為の許可等に関する条例の一部改正について	43
99	岡崎市市営住宅条例の一部改正について	45
100	岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	47
101	岡崎市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	49

財産の取得について

次のとおり、土地を買い入れるものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 取得目的

市道阿知和工業団地線ほか1路線用地として所有するため

2 取得する土地

所 在	説 明
岡崎市真福寺町地内	93筆 72,890平方メートル

3 取得金額

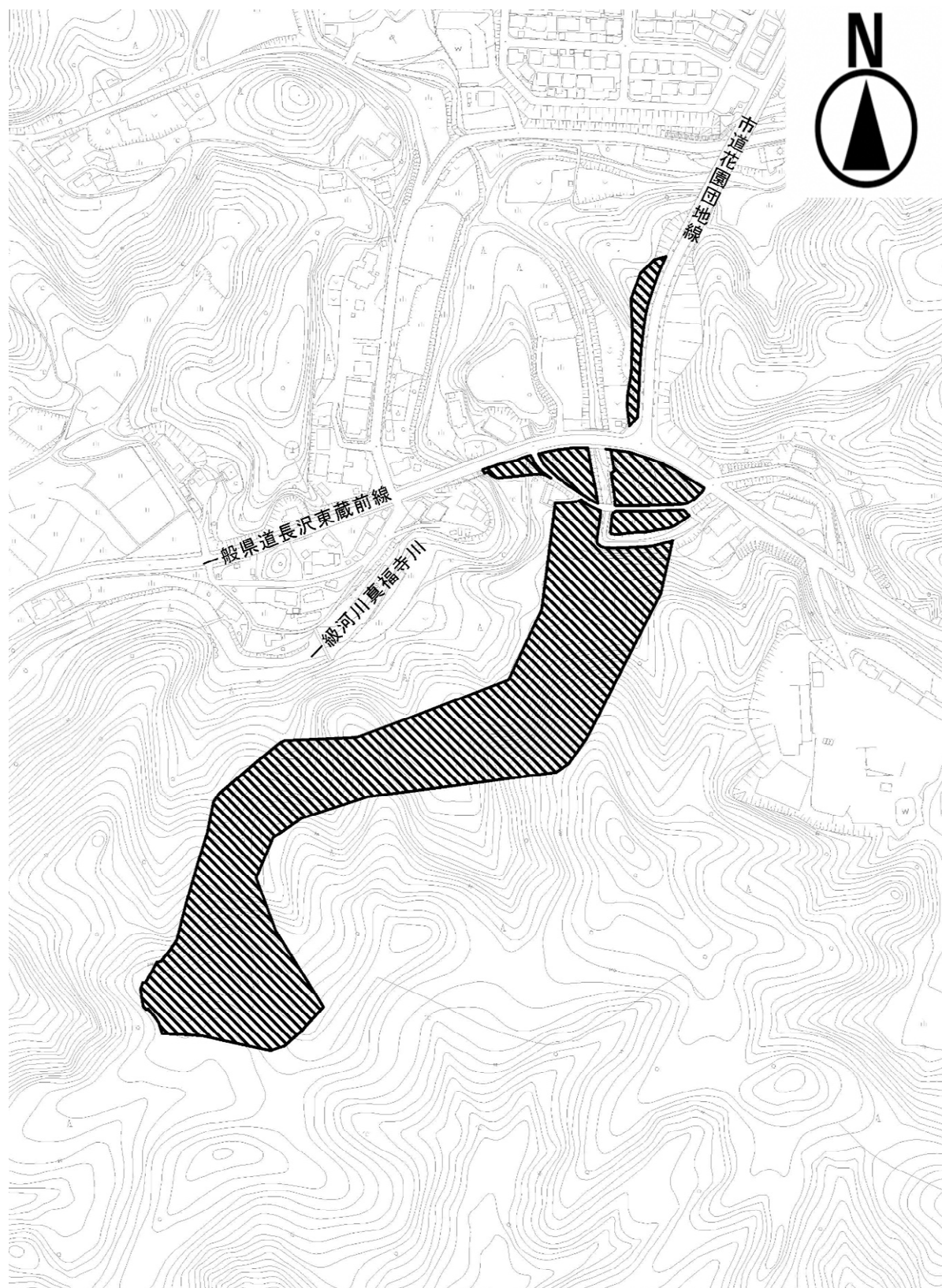
656,900,000円以内

4 取得方法

岡崎市土地開発公社を経由して買い入れる。ただし、事業の進捗状況等により岡崎市が直接買い入れることがある。

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。



凡例	
	取得する土地

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
岡崎市北部地域交流センター	岡崎市梅園町字3丁目6番地6	特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
岡崎市南部地域交流センター			
岡崎市西部地域交流センター			
岡崎市東部地域交流センター			
岡崎市地域交流センター六ツ美分館			

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
岡崎市民会館	岡崎市朝日町三丁目17番地	一般社団法人岡崎パブリックサービス	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで
岡崎市甲山閣			
岡崎市せきれいホール			

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
おかざき自然体験の森	名古屋市中村区 太閤四丁目6番 22号	コニックス株式会社	令和4年4月1 日から令和9年 3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
おかざき農遊館	岡崎市坂左右町字 葦ノ部18番地 1	あいち三河農業 協同組合	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで
ふれあいドーム 岡崎			

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
岡崎駅東土地区画整理事業 都市計画道路柱町線道路築造工事
- 2 工事概要
道路築造工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
316,800,000円
- 5 完成期限
令和 5 年 8 月 25 日
- 6 契約の相手方
岡崎市上和田町字城前22番地 1
大伸・セイコー特定建設工事共同企業体

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
籠田公園	岡崎市能見通一丁目61番地	ホームックス・三菱地所・三菱地所パークス共同体	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
岡崎市籠田公園地下駐車場			

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
岡崎中央総合公園	岡崎市朝日町三丁目17番地	一般社団法人岡崎パブリックサービス	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
市営住宅及び共同 施設	岡 崎 市 福 岡 町 字 岩 ケ 崎 21 番 地 4	東洋システム・ 日本管財グルー プ	令 和 4 年 4 月 1 日 から 令 和 9 年 3 月 31 日 まで
特定公共賃貸住宅			

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により必要があるによる。

岡崎市手数料条例の一部改正について

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例

岡崎市手数料条例（平成12年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 (75)項を次のように改める。

(75)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	住宅の新築に係るもの	法第2条第4項に規定する長期使用の構造等である旨を共同住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）	1戸につき17,300円	
				ある旨を共同住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外）の住宅をいう。以下この項において同じ。）	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸につき24,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。以下この項において同じ。）
				ある旨を共同住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外）の住宅をいう。以下この項において同じ。）	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸につき35,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				ある旨を共同住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外）の住宅をいう。以下この項において同じ。）	1棟の総戸数が11以上30以下のもの	1戸につき47,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

	この項において同じ。） 「登録住宅性能評価機関」という。）が確認した場合		ものに申請が行われる住戸の数で除して得た額	
		1棟の総戸数が31以上50以下のもの	1戸につき79,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1戸につき130,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1戸につき208,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1戸につき253,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
		1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき269,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
	その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき64,800円	
		共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸につき139,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸につき216,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が11以上30以下のもの	1戸につき418,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

					1棟の総戸数が31以上50以下のもの	1戸につき741,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1戸につき1,268,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1戸につき2,338,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1戸につき3,336,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき4,085,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				住宅の増築又は改築に係るもの	法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	一戸建ての住宅 1戸につき19,100円
				共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸につき27,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸につき41,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が11以上30以下のもの	1戸につき54,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が31以上50以下のもの	1戸につき93,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

					もの	に申請が行われる住戸の 数で除して得た額
					1棟の総戸数が 51以上100以下の もの	1戸につき152,600円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
					1棟の総戸数が 101以上200以下の もの	1戸につき244,800円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
					1棟の総戸数が 201以上300以下の もの	1戸につき298,500円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
					1棟の総戸数が 301以上のもの	1戸につき317,700円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
			その他の 場合	一戸建ての住宅		1戸につき75,300円
				共同住 宅等	1棟の総戸数が 5以下のもの	1戸につき163,100円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
					1棟の総戸数が 6以上10以下の もの	1戸につき254,900円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
					1棟の総戸数が 11以上30以下の もの	1戸につき493,500円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
					1棟の総戸数が 31以上50以下の もの	1戸につき875,600円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額

					1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1戸につき1,497,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1戸につき2,762,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1戸につき3,942,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき4,827,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
法第8条第1項の規定に基づく計画変更認定の申請（法第9条第1項又は第3項の規定に該当する場合を除く。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	住宅の新築について認定を受けた長期優良住宅建築等計画（法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下この項において同じ。）の変更に係るもの	法第2条第4項に規定する長期使用構造等のある旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	一戸建ての住宅	1戸につき4,000円	
				共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸につき8,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸につき13,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が11以上30以下のもの	1戸につき20,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が31以上50以下のもの	1戸につき37,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1戸につき64,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

					のもの	に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1戸につき106,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1戸につき130,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
					1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき139,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	その他の場合	一戸建ての住宅				1戸につき25,300円
		共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの			1戸につき59,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの			1戸につき94,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が11以上30以下のもの			1戸につき186,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が31以上50以下のもの			1戸につき333,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの			1戸につき573,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

				1 棟の総戸数が101以上200以下のもの	1 戸につき1,058,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				1 棟の総戸数が201以上300以下のもの	1 戸につき1,509,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				1 棟の総戸数が301以上のもの	1 戸につき1,845,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	住宅の増築又は改築について認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更に係るもの	法第2条第4項に規定する長期使用構造等がある旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	一戸建ての住宅		1 戸につき5,200円
			共同住宅等	1 棟の総戸数が5以下のもの	1 戸につき10,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				1 棟の総戸数が6以上10以下のもの	1 戸につき18,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				1 棟の総戸数が11以上30以下のもの	1 戸につき26,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				1 棟の総戸数が31以上50以下のもの	1 戸につき49,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				1 棟の総戸数が51以上100以下のもの	1 戸につき85,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				1 棟の総戸数が101以上200以下のもの	1 戸につき140,600円を同一の建築物について同

					のもの	時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
					1棟の総戸数が 201以上300以下 のもの	1戸につき172,900円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
					1棟の総戸数が 301以上のもの	1戸につき184,400円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
	その他の 場合	一戸建ての住宅				1戸につき33,400円
		共同住 宅等	1棟の総戸数が 5以下のもの			1戸につき78,200円を同 一の建築物について同時 に申請が行われる住戸の 数で除して得た額
			1棟の総戸数が 6以上10以下の もの			1戸につき125,500円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
			1棟の総戸数が 11以上30以下の もの			1戸につき246,000円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
			1棟の総戸数が 31以上50以下の もの			1戸につき440,900円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
			1棟の総戸数が 51以上100以下 のもの			1戸につき758,000円を 同一の建築物について同 時に申請が行われる住戸 の数で除して得た額
			1棟の総戸数が 101以上200以下 のもの			1戸につき1,399,600円 を同一の建築物について 同時に申請が行われる住 戸の数で除して得た額

						1 棟の総戸数が 201以上300以下 のもの	1 戸につき1,995,000円 を同一の建築物について 同時に申請が行われる住 戸の数で除して得た額
						1 棟の総戸数が 301以上のもの	1 戸につき2,439,400円 を同一の建築物について 同時に申請が行われる住 戸の数で除して得た額

別表第 1 (75) の 4 項の次に次のように加える。

(75) の 5	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第18条第1項 の規定に基づ く住宅の容積 率に関する特 例の許可の申 請に対する審 査	認定長期優 良住宅建築 等計画に基 づく建築に 係る住宅の 容積率の特 例許可申請 手数料	1 件につき160,000円
----------------	--	--	----------------

附 則

この条例は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、新たに処理することとなる事務に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

岡崎市職員の服務の宣誓に関する条例及び岡崎市消防団条例の一部
改正について

岡崎市職員の服務の宣誓に関する条例及び岡崎市消防団条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の服務の宣誓に関する条例及び岡崎市消防団条例の一部を改正
する条例

（岡崎市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第 1 条 岡崎市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年岡崎市条例第 16 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条中「なつた」を「なつた」に改め、「、任命権者又は任命権者の定め
る上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提
出して」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓
については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすること
ができる。

（岡崎市消防団条例の一部改正）

第 2 条 岡崎市消防団条例（昭和 39 年岡崎市条例第 4 号）の一部を次のように改
正する。

第 13 条中「、任命権者の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命
権者に提出して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正を踏まえて職員及び消防団員のサービスの宣誓の実施方法を見直し、及び会計年度任用職員のサービスの宣誓の実施方法の特例を定める必要があるによる。

岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成 13 年岡崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 10 号を第 12 号とし、第 6 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 5 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 一般財団法人地域総合整備財団

第 2 条第 1 項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 一般社団法人岡崎市観光協会

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、職員を派遣することができる団体について、一般社団法人岡崎市観光協会及び一般財団法人地域総合整備財団を加える必要があるによる。

岡崎市防災基本条例の一部改正について

岡崎市防災基本条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市防災基本条例の一部を改正する条例

岡崎市防災基本条例（平成24年岡崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

前文中「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「想定される東海地震」を「想定される南海トラフ地震」に改める。

第6条第1項第2号中「避難準備情報」を「高齢者等避難」に改め、「勧告、」を削り、「提供」を「全ての市民に対する伝達」に改め、同項に次の1号を加える。

- (12) 速やかな生活復興（災害が発生した場合において、被災前の地域コミュニティをできる限り維持しつつ、市民の生活の再建及び心身の回復並びに再度の災害の防止又は軽減を総合的に進めることにより、市民の生活の安定を図ることをいう。）のための多様な主体との協働による被災者支援の基盤の整備

第8条第5項中「避難準備情報」を「高齢者等避難」に改め、「勧告、」を削る。

第10条の見出し中「の配慮」を「の配慮等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 市は、避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。）について避難等の支援が円滑に実施されるよう、その支援に係る全ての関係者が連携して活動するための基盤を整備するよう努めるものとする。

第19条第3項中「避難準備情報並びに」を「高齢者等避難及び」に改め、「勧告及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市民生活の復興支援及び自ら避難をすることが困難な者への支援について、当該支援に係る関係者が連携して活動するための基盤を整備することを市の責務として定める等の必要があるによる。

岡崎市国民健康保険条例の一部改正について

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

岡崎市 長 中 根 康 浩

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡崎市国民健康保険条例（平成 24 年岡崎市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「404,000 円」を「408,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた出産育児一時金について適用し、同日前に支給事由の生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、健康保険法施行令等の一部改正に準じ、出産育児一時金の支給額を引き上げる必要があるによる。

岡崎市くらがり溪谷レクリエーション施設条例の一部改正について

岡崎市くらがり溪谷レクリエーション施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市くらがり溪谷レクリエーション施設条例の一部を改正する条例

岡崎市くらがり溪谷レクリエーション施設条例（平成 17 年岡崎市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「レクリエーション施設」の次に「のうちコテージ、山の家、花の木キャンプ場又はデイキャンプ場（第 8 条において「コテージ等」という。）」を加える。

第 8 条中「レクリエーション施設」を「コテージ等」に改める。

第 11 条第 1 項中「使用料」を「施設使用料」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「使用料」を「施設使用料」に改める。

第 12 条中「使用料」を「施設使用料」に改める。

第 17 条中「使用料」を「使用料等」に改め、同条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 3 項中「第 13 条」を「第 14 条」に、「以下「使用料」を「以下「施設使用料」に、「以下「利用料金」を「以下「施設利用料金」に、「使用料」とあるのは「利用料金」を「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」に改め、「、「市長」とあるのは「指定管理者」と」の次に「、「第 13 条第 1 項中「駐車場使用料」とあるのは「駐車場利用料金」と、同条第 2 項中「駐車場使用料」とあるのは「駐車場利用料金」と、「定める額」とあるのは「定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」と」を加え、「、「使用料」を「施設使用料及び駐車場使用料（第 18 条において「使用料等」という。）」に、「利用料金」を「施設利用料金及び駐車場利用料金」に改め、同条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とする。

第13条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「使用料」を「施設使用料及び駐車場使用料（第18条において「使用料等」という。）」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（駐車場の利用）

第13条 駐車場を利用する者は、駐車場の利用開始前に、その入口において、駐車場使用料を納めなければならない。

2 駐車場使用料の額は、別表第3に定める額とする。

別表第1に次のように加える。

第1駐車場	終日	
-------	----	--

別表第2中「使用料表」を「施設使用料表」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（駐車場使用料表）

区分	金額（円）	
第1駐車場	1台1回	500

備考 この表中「1回」とは、入場から出場までの利用をいう。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、くらがり溪谷内の第1駐車場を有料化することに伴い、駐車場使用料の金額等を定める必要があるによる。

岡崎市開発行為の許可等に関する条例の一部改正について

岡崎市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市開発行為の許可等に関する条例（平成28年岡崎市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「及び法第43条第 1 項の許可（以下「建築許可」という）を「、法第42条第 1 項ただし書の規定による許可及び建築許可（法第43条第 1 項の許可をいう。以下同じ）」に改める。

第14条中「第42条第 1 項ただし書の」の次に「規定による」を加える。

第15条の見出し中「建築許可」を「建築許可等」に改め、同条中「第42条第 1 項ただし書の」の次に「規定による」を加える。

第24条第 2 号中「同条第 1 号及び」を「同項第 1 号若しくは」に改める。

第30条第 1 項中「規則で定める」を「政令第29条の 9 各号に掲げる土地の」に改め、「除く」の次に「。次項において同じ」を加え、同条第 2 項中「(政令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域を除く。)」を削り、同条第 3 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第32条第 1 号中「別表左欄」を「市街化調整区域（政令第29条の 9 各号に掲げる土地の区域にあっては、規則で定める基準を満たすものに限る。第 4 号及び第 5 号において同じ。）において別表左欄」に改め、同条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、同条第 3 号中「第51条ただし書の」の次に「規定による」を、「受けて」の次に「市街化調整区域において」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号中「又は第二種特定工作物」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 政令第29条の 9 各号に掲げる土地の区域における別表左欄に掲げる目的又

は予定建築物等の用途の開発行為等であって、同表右欄に掲げる開発区域の面積等を超えず、かつ、規則で定める基準を満たすもの

(3) 政令第29条の9各号に掲げる土地の区域における第30条第2項各号のいずれにも該当する開発行為であって、規則で定める基準を満たすもの

第32条に次の1項を加える。

2 第30条第3項の規定は、前項第3号の規定に該当するものとして開発許可をする場合について準用する。

第33条中「第42条第1項ただし書の」の次に「規定による」を加え、同条第1号中「又は第30条」を「、第30条又は第32条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第14条の改正規定、第15条の見出し及び同条の改正規定、第24条第2号の改正規定、第30条第3項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする改正規定、第32条第2号の改正規定（「又は第二種特定工作物」を削る部分に限る。）、同条第3号の改正規定（「第51条ただし書の」の次に「規定による」を加える部分に限る。）並びに第33条の改正規定（同条第1号の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条、第35条の2、第42条又は第43条の規定によりされた許可の申請であって、施行日において、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の第30条第1項若しくは第2項、第32条又は第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、都市計画法及び都市計画法施行令の一部改正により、土砂災害、浸水等のおそれのある区域での開発行為等に係る許可が厳格化されたことに伴い、市街化調整区域における立地基準を見直す等の必要があるによる。

岡崎市市営住宅条例の一部改正について

岡崎市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市営住宅条例の一部を改正する条例

岡崎市市営住宅条例（平成 9 年岡崎市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ひばり荘の項から大平荘の項までを削る。

別表第 2 アの表ひばり荘児童遊園の項から大平荘児童遊園の項までを削り、別表第 2 イの表陣場荘集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、ひばり荘、陣場荘、大池荘及び大平荘の集約建替えに伴い、これら 4 つの市営住宅及びその児童遊園並びに陣場荘集会所を廃止する必要があるによる。

岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市病院事業の設置等に関する条例（平成10年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中「新生児小児科」の次に「、感染症小児科」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、岡崎市民病院における医療の質の向上を図るため、新たな診療科を設ける必要があるによる。

岡崎市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

岡崎市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

岡崎市農業集落排水処理施設条例（平成 7 年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（使用料表）

区分	金額
一般世帯における使用	1 世帯につき1,870円に、世帯に属する者の数に528円を乗じて得た額を加算した額
事業所等における使用	事業所等 1 箇所につき1,870円に、換算人員に528円を乗じて得た額を加算した額
集会施設等における使用	集会施設等 1 箇所につき1,870円

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の月分の農業集落排水処理施設使用料の額について適用し、同日前の月分の農業集落排水処理施設使用料の額については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、農業集落排水処理施設の処理区域ごとの農業集落排水処理施設使用料の均衡を図るため、当該使用料の金額を見直す必要があるによる。

